

## JR 武田尾駅周辺地区バリアフリー基本構想（案）への意見募集について

### 1 JR 武田尾駅周辺地区バリアフリー基本構想とは

JR 武田尾駅周辺地区バリアフリー基本構想は、JR 武田尾駅周辺地区におけるバリアフリーの整備目標について定めたものであり、当該地区における移動円滑化の課題を解決すべく「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（通称：バリアフリー法）」に基づき策定します。

本計画の計画期間は、令和 6 年（2024 年）度から令和 15 年（2033 年）度までの 10 年間とし、概ね 5 年ごとに必要に応じて計画の見直しを実施予定です。

### 2 JR 武田尾駅周辺地区バリアフリー基本構想（案）策定の経過

この計画（案）の策定にあたり、令和 5 年（2023 年）4 月に宝塚市バリアフリー基本構想策定協議会を設置し、令和 5 年（2023 年）8 月～令和 5 年（2023 年）12 月に 3 回の審議を実施しました。

宝塚市バリアフリー基本構想策定協議会は知識経験者 1 名、公共的団体の代表 4 名、公募による市民 2 名、交通事業者 2 名、障害者団体の代表 5 名の計 14 名で構成されています。委員名簿は別添のとおりです。

### 3 JR 武田尾駅周辺地区バリアフリー基本構想のポイント

#### （1）趣旨・目的・背景

高齢者や障碍（がい）のある人等の移動や施設利用の利便性、安全性の向上を促進することを目的として、平成 18 年（2006 年）12 月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（以下「バリアフリー法」という。）が制定されました。

近年多くの高齢者・障碍（がい）のある人が利用する JR 武田尾駅周辺地区においても重点的、一体的な整備を行い、効果的なまちづくりにつなげていくため、バリアフリー法に基づき、本市の定める第 6 次総合計画など上位計画と連携を図りつつ「JR 武田尾駅周辺地区バリアフリー基本構想」を策定します。

#### 基本方針

- すべての人が安全・快適に利用できる、施設のバリアフリー化の推進
- すべての人が円滑に移動し、安心して活動できる、まちのユニバーサル化の推進
- ハード面の取組みを補完する、心のバリアフリー化の推進
- 段階的・継続的な取組の推進

#### （2）考え方・論点

本基本構想は、以下 2 点の理由から JR 武田尾駅周辺地区を重点整備地区として設定し、バリアフリー整備を検討しています。

- ①本市の北部地域における唯一の鉄道駅であり、通学通勤をはじめとする市内外への移動に欠かせない交通結節点であること。
- ②市民以外にも国内・海外の観光客が訪れるため、バリアフリー整備効果が高いと

考えられること。

#### 4 意見募集の目的

JR 武田尾駅周辺地区バリアフリー基本構想（案）策定の趣旨や内容等について、広く公表し、計画（案）に市民の皆様からの意見を反映するため、意見募集を行います。なお、意見募集のため公表する内容は、以下のとおりです。

- ① JR 武田尾駅周辺地区バリアフリー基本構想（案）に対する意見募集
- ② 別紙「意見提出用紙」
- ③ JR 武田尾駅周辺地区バリアフリー基本構想（案）の概要版
- ④ JR 武田尾駅周辺地区バリアフリー基本構想（案）の本編

#### 5 JR 武田尾駅周辺地区バリアフリー基本構想（案）の公表方法について

パブリック・コメントの計画書（案）の概要版・本編は、市ホームページ及び市の窓口にて公表しています。

- (1) 市ホームページ (<http://www.city.takarazuka.hyogo.jp>)

ア 都市安全部建設室道路政策課のページ

イ トップページから「JR 武田尾駅周辺地区バリアフリー基本構想（案）」で検索するか、または「検索用 ID：1055066」を入力し検索することもできます。



二次元コード

- (2) 市の窓口

市役所道路政策課、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及び西谷会館で公表しています。

#### 6 意見の募集期間

令和6年（2024年）2月1日（木）から

令和6年（2024年）3月1日（金）まで

#### 7 意見の提出方法

別紙「意見提出用紙」に必要事項を記入し、案に関する意見を記載して提出してください。任意の用紙で提出していただく場合は、別紙「意見提出用紙」に記載のある項目（氏名、住所、電話番号等）すべてを明記してください。

意見が複数ある場合は、意見ごとに意見対象箇所（全般もしくは特定部分）が分かるように記載してください。

提出方法は、市役所道路政策課への提出・郵送・ファクシミリ・電子メールのいずれかの方法により、募集期間内にご提出ください。ただし、郵送の場合は、令和6年（2024年）3月1日必着とします。

正確な聞き取りができずご意見を取り違える可能性がありますので、電話などによる口頭での意見提出はできません。

## 8 提出先・問い合わせ先

〒665-8665（住所記載不要）「宝塚市役所 都市安全部建設室道路政策課」

電話番号 0797-77-2097（直通）

ファクシミリ 0797-77-9119

電子メールアドレス m-takarazuka0085@city.takarazuka.lg.jp

※ 宝塚市役所都市安全部建設室道路政策課は、宝塚市東洋町1番1号宝塚市役所本庁舎3階です。

## 9 意見の公表について

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、一切公表しません。提出いただいた意見（パブリック・コメント）については、個人の権利利益を害するおそれのある情報等を除き、その全体を取りまとめた上で、意見の採否及び市の考え方とともに市ホームページで公表するほか、市役所道路政策課（3階）、市民相談課、各サービスセンター・サービスステーション及び西谷会館で配布します。

なお、提出いただいた意見に対する個別の回答はしませんので、ご了承ください。

## 10 個人情報等の取扱いについて

氏名、住所、電話番号等の個人情報は、厳正に保管し、他の目的には一切使用、提供しません。